

# 西東京市立中学校生徒の死亡事案検証委員会報告書 【概要版】

総合教育会議 参考資料 4  
平成27年11月 2 日  
子ども家庭支援センター

## I 検証委員会の目的

今回の事案について、重大かつ深刻な事態であると重く受け止め、尊い子どもの命を守ることができなかったことへの猛省に立ち、市として今後このような痛ましい事案が二度と起こらないよう、検証組織を立ち上げ本事案の事実の把握及び発生原因の分析を行い、必要な再発防止策を検討した。

## III 事案の概要

平成26年7月30日、父親から日常的に児童虐待を受けていた中学2年生の児童が自死した事件。

児童及び家族の状況（平成26年7月30日現在）

本児：西東京市立中学校2年生、長男、14歳

実母：30代 養父：40代 異父弟：2歳

父親は、同年8月20日に傷害罪、同年11月19日に自殺教唆罪で起訴され、現在公判中である。各起訴状では、父親は、同年7月29日アパートにて、本児に対し殴る蹴るの暴行を加えて怪我をさせ（傷害罪）、「24時間以内に自殺しろ。死ななかつたら、俺と弟が自殺する。」等と言って自殺を教唆し、翌日自殺させたとされている（自殺教唆罪）。父親は傷害については認めているが、自殺教唆については認めていない（第2回公判より）。

父親は、同年6月13日以降、本児を登校させていなかった。

## V 明らかとなった課題・問題点

### 当該校について

### 課題1 児童虐待を認知する感受性について

#### 《問題点》

- 平成25年11月、父親からの暴力によるアザであると覚知した段階で児童虐待という疑いをもたず、学年の教員で様子を見ることとし、当日に管理職への報告は行わなかった。
- 平成26年4月、学年の教員は再び父親からの暴力による小さなアザを確認したが、本児の様子が1年生の時より落ち着いているから大丈夫であると共通理解をし、校長等への報告に至らなかった。

### 課題2 児童・生徒を理解する包括的な視点について

#### 《問題点》

- 組織的な対応や家庭訪問まで至らず、その結果、本児を現認することはなかった。
- 父親についての共通の認識を持ちにくい状況であったため、アザの原因等について、本児の生育歴や家庭環境等の背景を理解した上で考える視点が欠けていた。
- 父親・母親など家族関係を深く理解する視点が欠如していた。
- 本児は明るく元気な側面が目立ち、その本質的理解を阻害してしまった。

## II 検証の方法

- 検証にあたっては、本児が所属していた中学校をはじめとした関係機関の関わりの部分に焦点を当てた。取扱い記録や関与した教員等へのヒアリング調査などを実施、検討した。
- 検証委員会は、庁内及び外部専門委員で構成し、オブザーバーの立ち会いの下で開催し、アドバイザーの意見を踏まえた。

## IV 事案の経緯と関係機関の関与状況

- 〈平成25年11月19日〉本児の顔に片目全体を覆うようなアザに気付く。  
本児に複数の教員が声をかけ、父親から殴られたことを把握する。  
母親に眼科受診を要請する。  
翌日、眼科受診を確認する。校長へ報告し、注意深く見守ることとする。
- 〈平成26年4月21日〉本児の目の下の小さなアザに気付く。  
父親から殴られたことを把握する。学年会で報告し、情報共有を図る。
- 〈平成26年6月10日〉本児は運動会の失敗を気にする。
- 〈平成26年6月13日〉母親からの連絡で学校を欠席する。  
その後、電話や面談で本家庭と連絡を取り合う。家庭訪問を提案するが、母親と父親の言葉をそのまま信じて受け取り、本児を現認することなく不登校として対応する。
- アザを2回確認したが、校内での情報共有に留まり、「児童虐待扱い」としての判断に至らなかった。
- 学校や地域、保護者から子ども家庭支援センター等への通告や相談はなかった。

## VI 課題・問題点への対策・対応

### 《対策・対応》

- 教員に、気付きを高める実践的な研修を行う。
- 身体測定や健診、体育等の場に児童虐待発見の視点を入れる。
- すべての教員が、要保護児童対策地域協議会の仕組みを活かした対応を図る。
- 保護者等の暴力によって生じた怪我には児童虐待を疑い、子ども家庭支援センター・教育委員会・児童相談所に通告・相談することを教員の共通理解とする。

### 《対策・対応》

- 学校の中で問題を収めようとせず、他機関との情報交換を行い、なるべく複数の視点からみた情報で判断していく。
- 学校内で、生活指導主任を中心的役割に位置付ける。
- 学校は定期的な面談等を行う。
- 臨床心理士等の連携を円滑に展開していくことができる体制を強化する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関の活用を充実させる。

# 西東京市立中学校生徒の死亡事案検証委員会報告書 【概要版】

## 課題3 児童虐待に関する組織体制について

### 《問題点》

- 校内に児童虐待対応の明確な位置づけがされた担当者がいなかったため、不登校状態になった時に児童虐待の可能性を考慮した対応に至らなかった。
- 報告を受けた管理職は、「追認・指示」をしており、学校としての危機管理の体制が機能していなかった。

### 《対策・対応》

- 校長は、児童虐待から児童・生徒を守ることは学校経営上の重要事項であると位置づけ、教員指導を行う。
- 校内組織を設置し、児童虐待に係る定期的な情報共有及び体制強化策を構築し、情報一元化を図り、通告の必要性を判断する。
- 気軽に相談できる専門家の配置や教員のバックアップ体制を整備する。
- 子ども自身が認識し相談できるよう、発達段階を踏まえた指導を行う。
- 教育支援課教育相談係の相談について人員体制の強化を行う。

## 要保護児童対策地域協議会について

### 課題4 同 協議会について

### 《問題点》

#### 関係機関の連携

- 要保護児童対策地域協議会の実務者会議において、理解を求めているが児童虐待通告に至らなかった。
- 学校と子ども家庭支援センターとの相互理解が不十分であった。
- 学校教員に対して、適切な相談窓口に掲げるためのスキルの向上を図ることが必要である。
- 学校現場では、子ども家庭支援センター発行の「西東京市要保護児童支援ネットワーク対応の手引き」について周知されていなかった。
- 教育委員会は外部との情報共有、要保護児童対策地域協議会のつながりが必要なことについて十分な周知を図っていなかった。

#### 啓発・周知

- 地域住民や保護者、民生委員・児童委員、主任児童委員等に対し、「通告の義務」について周知不足があった。
- 不登校の背景に、児童虐待が潜んでいる場合があるという認識が十分でなかった。

## VII 再発防止に向けて

児童虐待の兆候を見逃さず、早期発見・早期対応を行い、家庭への適切な支援を行っていくためには、関係機関は要保護児童等が置かれている家庭や生活環境の情報収集に努め、さらに家庭をとりまく地域の意識を高めるための活動に取り組む必要がある。

そのためには、要保護児童対策地域協議会の組織を活用し、一機関だけで抱え込むことなく、情報交換による共通認識を持ち、それぞれの役割分担を協議・実践し、お互いが支え合いながら要保護児童等の支援に取り組んでいく。そして児童虐待を、家庭の問題、学校外の問題と切り離さず、他機関との情報共有や支援における連携等を視野に入れながら対応することが重要である。

本市では、市長部局をはじめ、子どもたちに関係する各機関及び子どもたちの周りにいるすべての人々が、児童虐待についての認識を深め、地域でなんでも相談できる場所・人を育てていくことで、未来ある子どもたちの命が守られる社会を創るための取り組みを進めていきたい。

## 子ども家庭支援センター

### 《対策・対応》

#### 研修

- 子育て支援に関わる職員の児童虐待防止支援員養成講座を開催する。
- 要保護児童対策地域協議会関係機関のテーマ別研修を開催する。

#### “顔の見える関係”強化

- 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携を強化する。
- 学校の設置する児童虐待対応組織・研修会に参加し支援する。
- 児童相談所との連携・協力を図る。

#### 再構築

- 要保護児童対策地域協議会の会議内容を見直す。
- 児童虐待への早期対応を行うために、情報を適正に管理・運用するシステムを構築する。
- 子ども家庭支援センターの相談員の増員による体制強化を行う。

#### 啓発・周知

- 関係機関へ、児童虐待防止のための発見・対応マニュアル(冊子)を配布する。
- 市民へ、児童虐待防止推進月間等を通じて子ども家庭支援センターを周知する。
- 児童・生徒へ、啓発カード等を配布する。

## 教育委員会

### 《対策・対応》

#### 研修

- 市教育委員会主催の研修会、東京都等と連携した校内研修会、教員研修、校内における児童虐待防止研修を開催する。
- 教員研修(仮称 西東京プログラム)を開発・実施する。

#### 再構築

- 校務支援システムに児童虐待に関する仕組みを構築する。
- 全市立学校に児童虐待防止を担当する組織を設置する。

#### 対策強化

- 学校からの報告を教育指導課・教育支援課で情報共有する。
- 長期にわたって欠席している児童・生徒の状況把握をする。